

事務連絡
平成23年3月4日

建設業労働災害防止協会
会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について（酸化プロピレン等に係る健康障害防止対策関係等）

日頃から労働者の健康障害防止対策の推進に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有害な化学物質による労働者の健康障害防止対策については、従来から特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等により規制を行ってきたところですが、平成22年10月の「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」において、酸化プロピレン等4物質について、関係法令の整備をすべき旨報告されたこと等を受け、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、平成23年1月14日に労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正を行い、その内容について別添のとおりパンフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業者等に対する通知、広報誌等への掲載等により、本改正の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、パンフレットには下記のとおり今後改正予定の厚生労働大臣告示の内容が含まれておりますので、パンフレットを活用する際には、その旨関係事業者等に注意喚起していただきますようお願いいたします。

おって、改正に関する情報につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので申し添えます。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei41/index.html>

記

今後改正予定の厚生労働大臣告示の内容に該当する部分

- ・1ページ：「規定の適用（一覧）」のうち、「局排の性能」「管理濃度」欄の数値
- ・3ページ：上から7行目の局所排気装置の抑制濃度
- ・4ページ：「作業環境測定」のうち、管理濃度、試料採取方法、分析方法
- ・6ページ：「発散抑制措置」のうち、3①の抑制濃度



労働安全衛生関係担当者様

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

有害な化学物質による労働者の健康障害防止に係るパンフレット（平成22年度作成分）の送付について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当課において、有害な化学物質による労働者の健康障害防止対策の観点から、下記の通り、事業者及び労働者への周知・啓発用パンフレットを新たに4種類作成しました。

については、労働者への周知・啓発に活用していただくため、参考として各3部送付いたします。また、別途部数が必要な場合は下記担当にご連絡、相談ください。

なお、当該パンフレットについては、都道府県労働局及び各労働基準監督署において、関係事業場等に配布するとともに、ホームページにおいても、掲載予定ですので必要に応じてご利用ください。

記

●「アスベスト全面禁止」

製造等の禁止が猶予されていた石綿含有の3製品が平成23年3月1日以降、全面禁止となります。

●「特定化学物質障害予防規則等が改正されました」

●「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」

新たに酸化プロピレン等の4物質について、譲渡・提供時の容器等への表示、発散抑制措置、作業環境測定、健康診断等の健康障害防止措置が義務づけられます。

●「有害物ばく露作業報告書の書き方（平成23年報告版）」

有害物ばく露作業報告の対象物質（14物質）が定められました。報告対象物について、年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。

《連絡先》

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 村上、関
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央第5合同庁舎15階
TEL 03-3502-6756（化学物質対策課直通）
FAX 03-3502-1598（安全衛生部FAX）